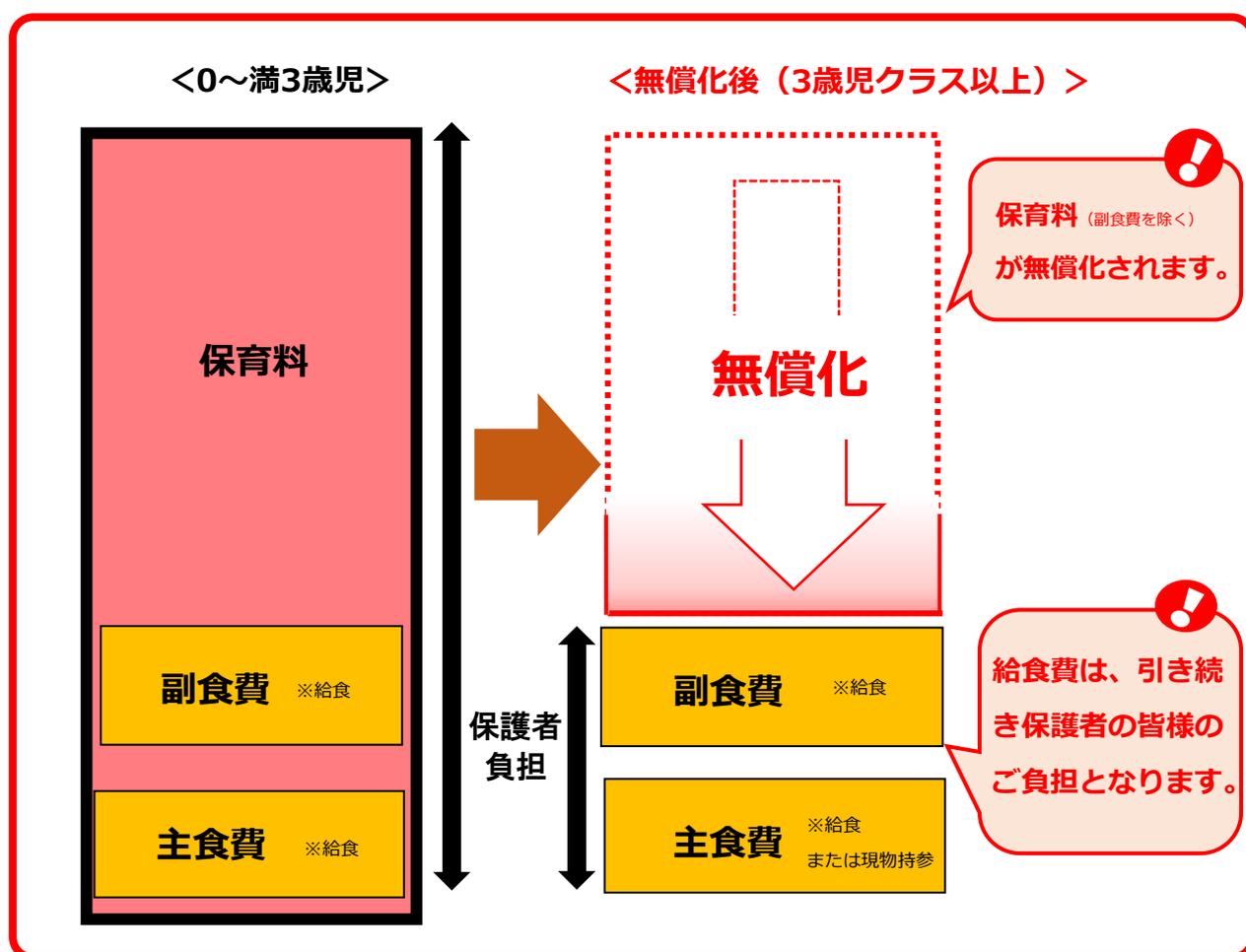




幼児教育・保育の無償化がスタートしました！

3～5歳児までの子どもの利用料（保育料）が無償となりました。

◆保育所の給食の材料に係る費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所・認定こども園（2号/3歳児～5歳児クラス）等を利用する保護者も自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。



◆副食費の免除制度について

副食費については、無償化にあたり保護者負担が増えないよう、食材費のうち、副食費の支払が免除対象となります。※申請は必要ありません。

【対象者】

○年収が360万未満相当世帯(※)の園児

(※祖父母等と同居している場合、世帯全体の年収で算定する場合があります。)

○世帯の所得に関わらず、第3子以降(※)の子ども

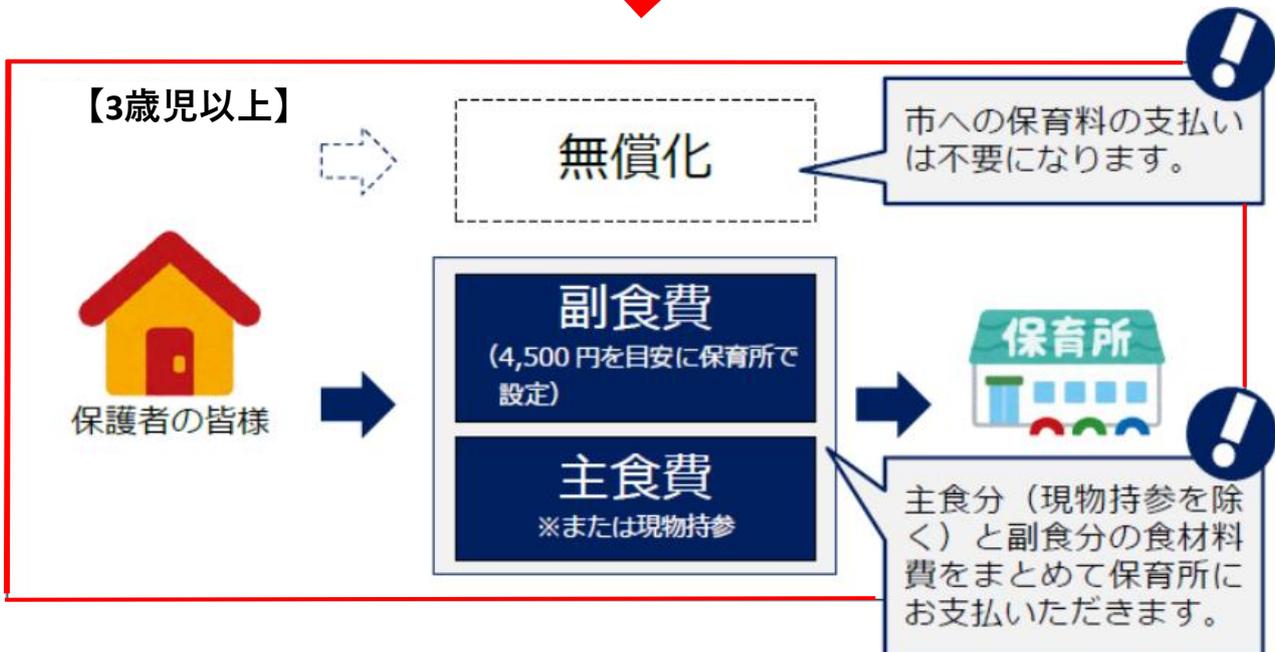
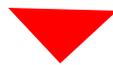
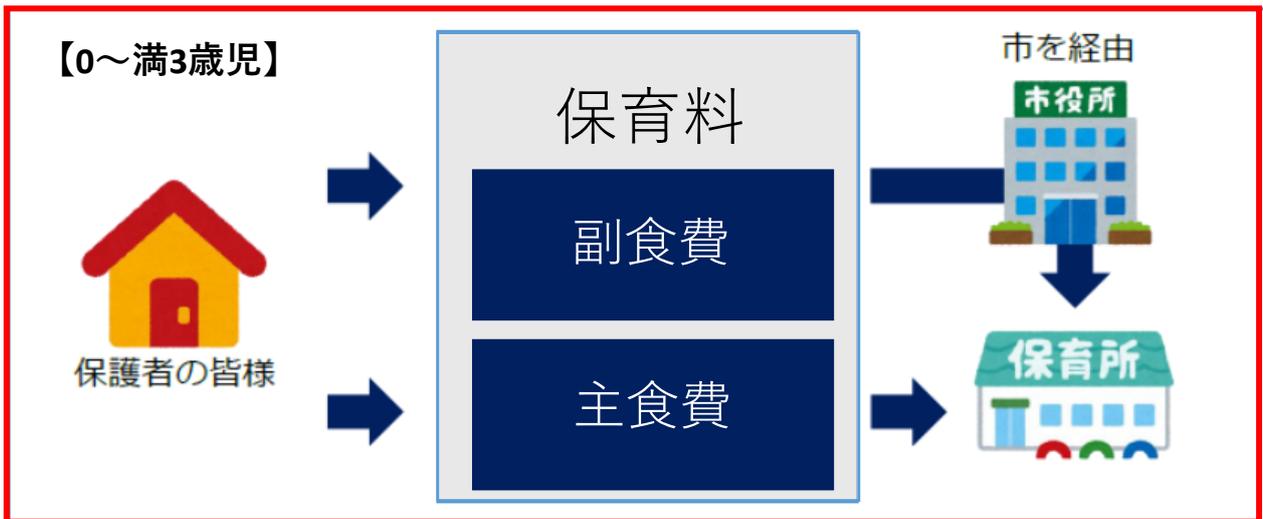
(※就学前の子どもから数えて第3子以降の子ども。)

【0～満3歳児の給食】

○保育料の中に、主食費・副食費が含まれています。

【3～5歳児の給食費】

幼児教育・保育の無償化されますが、給食費については保護者の皆様のご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、今後は**主食分と副食分の給食費をまとめて施設にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。**



【問合せ先】 西条市 こども健康部 保育・幼稚園課 TEL：0897-52-1337